



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 2 月 25 日 (火曜日) 第 83 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁
○建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1	
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 9	
告 示	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 13	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 13	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 13	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 13	

○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 14
○二級建築士の免許登録要件…………… (建築住宅課) 14
○二級建築士の受験資格…………… (“) 15
病院局公告
○落札者等の公告…………… 17
教育委員会規則
○県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則…………… 17
公安委員会告示
○交通誘導警備業務検定合格整備員の配置が必要と認められるものの認定…………… 17

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 6 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則 (昭和 48 年宮崎県規則第 27 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 2 項又は第 3 項の免許の申請は、別記様式第 1 による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第 4 条第 3 項に規定する外国の建築士免許を受けた者 (以下「外国免許所有者」という。) にあつては、外国の建築士免許を受けたことを証する書面</p> <p>(3) 写真 (申請前 6 月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのもの。第 5 条の 2 第 2 項及び第 6 条第 1 項において同じ。)</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 3 項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第 1 による申請書に、次に掲げる書類 (その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類) を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第 15 条第 1 項の規定により同項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第 2 項の規定により当該書類を法第 15 条の 6 第 1 項の規定により知事が指定する者 (以下「指定試験機関」という。) に提出した場合で、当該書類に記載された内容と別記様式第 1 による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第 3 号又は第 4 号に掲げる書類を添えることを要しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</p> <p>(3) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類</p> <p>ア 法第 4 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書</p> <p>イ 知事が別に定める法第 4 条第 4 項第 3 号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類</p>

(4) [略]

(名簿の閲覧)

第7条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供する場所(以下「名簿閲覧所」という。)は、県土整備部建築住宅課とする。

2 名簿の閲覧時間は、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿の整理その他必要があるときには、臨時に名簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。

4 名簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

5 閲覧者は、名簿を名簿閲覧所以外の場所に移動してはならない。

6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は名簿を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(名称等の変更の届出)

第11条の2 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(指定登録機関への書類の交付)

第11条の9 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 第17条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(4) 法第4条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当する者にあつては、別記様式第1の2による法第4条第2項第1号に規定する建築実務(以下「建築実務」という。)の経験を記載した書類(以下この号において「実務経歴書」という。)及び別記様式第1の3による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類

(5) [略]

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記様式第1による免許申請書に、前項第1号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(第5条の2第2項及び第6条第1項において「写真」という。)を貼付しなければならない。

(名簿の閲覧)

第7条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供する場所は、法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)の事務所内に設けるものとする。

(名称等の変更の届出)

第11条の2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(指定登録機関への書類の交付)

第11条の9 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 第17条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項

の合格者一覧表に記載された事項

(規定の適用)

第11条の12 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第5条から第6条まで、第9条及び第9条の2の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の2の見出し及び同条第3項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第5条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第6条第1項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条の2第1項中「免許を取り消したとき又は第8条第2項の規定による届出があったとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第11条の9の規定により第8条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」とする。

(学科試験の免除)

第13条 二級建築士試験の学科試験（他の都道府県知事が行った二級建築士試験の学科試験を含む。）に合格した者については、その申請により、学科試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の2回までの二級建築士試験に限り、学科試験を免除するものとする。

2 前項の規定による申請は、受験申込書に、学科試験に合格したことを証する書面を添えてしなければならない。

3 前2項の規定は、木造建築士試験の学科試験に合格した者について準用する。この場合において、第1項中「二級建築士試験」とあるのは、「木造建築士試験」と読み替えるものとする。

(受験の申込み)

第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書が得られない場合は、これに代わり証明できる書類）

の添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(規定の適用)

第11条の12 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第2条第1項及び第2項、第5条から第6条まで、第9条並びに第9条の2の規定の適用については、これらの規定（第2条第1項及び第2項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項及び第2項中「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、第5条の2の見出し及び同条第3項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第5条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第6条第1項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条の2第1項中「免許を取り消したとき又は第8条第2項の規定による届出があったとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第11条の9の規定により第8条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」とする。

(学科試験の免除)

第13条 二級建築士試験の学科試験（他の都道府県知事が行った二級建築士試験の学科試験を含む。）に合格した者については、学科試験に合格した二級建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の二級建築士試験に限り、学科試験を免除するものとする。

2 前項の規定は、木造建築士試験の学科試験に合格した者について準用する。この場合において、同項中「二級建築士試験」とあるのは、「木造建築士試験」と読み替えるものとする。

(受験の申込み)

第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書が得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類

<p>(2) <u>法第15条第3号に該当する者</u>にあっては、<u>同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定できる書類</u></p> <p>(3) <u>法第15条各号に掲げる者のうち、法第14条第1号に規定する建築実務（以下「建築実務」という。）の経験を有することを受験資格とするもの</u>にあっては、<u>別記様式第9による建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類</u></p> <p>(4) <u>写真（受験申込前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）</u></p> <p>2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者（以下「受験申込者」という。）は、指定試験機関の定める受験申込書に、前項に掲げる書類（<u>同項第3号に掲げる書類</u>にあっては、指定試験機関の定める様式による書類）を添え、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。</p> <p>3 [略] (二級建築士等試験事務の実施結果の報告) 第17条の8 [略]</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。</p> <p>3 [略] (登録簿等の閲覧) 第18条の2 法第23条の9の規定により登録簿等を一般の閲覧に供する場所（以下「登録簿等閲覧所」という。）は、<u>県土整備部建築住宅課とする。</u></p> <p>2 <u>登録簿等の閲覧時間は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、登録簿等の整理その他必要があるときには、臨時に当該登録簿等を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。</u></p> <p>4 <u>登録簿等を閲覧しようとする者（以下「登録簿等閲覧者」という。）は、登録簿等閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>登録簿等閲覧者は、登録簿等を登録簿等閲覧所以外の場所に移動してはならない。</u></p> <p>6 <u>知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は登録簿等を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。</u></p> <p>別記様式第1を次のように改める。</p>	<p>イ <u>知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合する者</u>にあっては、<u>その基準に適合することを証するに足る書類</u></p> <p>ウ <u>法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者</u>にあっては、<u>法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類</u></p> <p>(2) <u>法第15条第2号又は第3号に掲げる者のうち、建築実務の経験を有することを受験資格とするもの</u>にあっては、<u>第2条第1項第4号に規定する書類</u></p> <p>(3) <u>受験申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの</u></p> <p>2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者（以下「受験申込者」という。）は、指定試験機関の定める受験申込書に、前項に掲げる書類（<u>同項第2号に掲げる書類</u>にあっては、指定試験機関の定める様式による書類）を添え、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。</p> <p>3 [略] (二級建築士等試験事務の実施結果の報告) 第17条の8 [略]</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、<u>第15条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類</u>を添えなければならない。</p> <p>3 [略] (登録簿等の閲覧) 第18条の2 法第23条の9の規定により登録簿等を一般の閲覧に供する場所は、<u>法第26条の3第1項の規定により知事が指定する指定事務所登録機関の事務所内に設けるものとする。</u></p>
---	---

様式第 1 (第 2 条関係)

二級
木造 建築士免許申請書 (第一面)

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けてください。
外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

私は、二級 建築士の免許を受けたいので、建築士法施行細則第 2 条に規定する書類を添えて申請します。
木造

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

宮崎県知事 殿

(署 名)

ふりがな 氏 名		生年 月 日	年 月 日生	写真 1 縦 4.5cm、横 3.5cm の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
本 籍		性 別	男□ 女□	
現 住 所	〒 電話			
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年			
	合格通知書日付	年 月 日	合 格 番 号	第 号
登録申請区分	1 学歴のみ又は学歴+実務 □ 2 実務のみ □ 3 建築士法第 4 条第 5 項 □			
1 学歴のみ又は 学歴+実務に より申請する 場合にのみ 記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業 (修了) 年月	建築実務経験 期間の合計 ※学歴のみの場合 記入不要 年 月
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	
2 実務のみにより 申請する場合 にのみ記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
3 建築士法第 4 条第 5 項により 申請する場合 のみ記入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の 年月日
			年 月 日	年 月 日

(第二面)

欠 格 事 由	1	禁錮以上の刑に処されたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> () 年 月 日
	2	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処されたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> () 年 月 日
	3	建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4	建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
	5	精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

登 録 免 許 手 数 料 貼 付 欄

※審査欄	手数料確認	写真照合	住民票照合	合格者照合	欠格審査	名簿登録	免許証発行	実務経験	
※登録番号						※登録年月日		年 月 日	※都道府県受付番号

別記様式第 1 の次に次の 2 様式を加える。

様式第 1 の 2 (第 2 条関係)

実 務 経 歴 書

<p>私は、^{二級}木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>宮崎県知事 殿</p>						
勤務先等						
勤務先 (部課名まで)		所在地 (番地まで)		在職期間の合計		
				年月～年月	年月数	
				年 月～	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容 (建築士法施行規則第 1 条の 2)			
年月～年月	年月数					
建築実務の詳細				建築実務経験期間の合計		
				年 月		
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地		建築実務経験期間		
				年月～年月	年月数	
					年 月～	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)					
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地		建築実務経験期間		
				年月～年月	年月数	
					年 月～	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)					
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地		建築実務経験期間		
				年月～年月	年月数	
					年 月～	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)					
※指定登録機関記載欄						

[記入注意] この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を古い経歴順に記載してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

様式第 1 の 3（第 2 条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

宮崎県知事 殿

証明者 印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した ^{二級}木造 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違
ないことを証明します。

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備 考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成してください。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明してください。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

別記様式第9を削り、別記様式第10中
 「 届 出 者 (開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名)) 」 を 「 届 出 者 (開設者の氏名(法人である場合はその名称並びに代表者の氏名及び役職名)) 」 に、
 「 明治・大正 年 月 日 を 昭和・平成 年 月 日 に改め、同様式を別記様式第9とする。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正前の建築士法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第13条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第7号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期限付入居の要件等)	(期限付入居の要件等)
第3条の3 [略]	第3条の3 [略]
2 [略]	2 [略]
3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。	3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。
(1) 子育て世帯向け期限付一般県営住宅の入居の期間は、入居可能日(条例第10条第6項に規定する入居可能日をいう。以下同じ。)からア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる日までとする。	(1) 子育て世帯向け期限付一般県営住宅の入居の期間は、入居可能日(条例第10条第7項に規定する入居可能日をいう。以下同じ。)からア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる日までとする。
ア・イ [略]	ア・イ [略]
(2) [略]	(2) [略]
4 [略]	4 [略]
(入居決定取消通知)	(入居決定取消通知)
第7条 知事は、条例第10条第5項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により入居の決定を取り消したときは、その旨を県営住宅入居決定取消通知書(別記様式第9号)により入居決定者に通知するものとする。	第7条 知事は、条例第10条第6項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により入居の決定を取り消したときは、その旨を県営住宅入居決定取消通知書(別記様式第9号)により入居決定者に通知するものとする。
(入居可能日通知)	(入居可能日通知)
第8条 条例第10条第6項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、入居可能日通知書(別記様式第10号)により行うものとする。	第8条 条例第10条第7項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、入居可能日通知書(別記様式第10号)により行うものとする。
(敷金の還付通知)	(敷金の還付通知)
第17条 知事は、条例第15条第3項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により敷金を還付するときは、その旨を敷金還付通知書(別記様式第	第17条 知事は、条例第15条第4項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により敷金を還付するときは、その旨を敷金還付通知書(別記様式第

25号) により県営住宅を明け渡した入居者に通知するものとする。
。

25号) により県営住宅を明け渡した入居者に通知するものとする。
。

別記様式第 5 号及び別記様式第 5 号の 2 中「2 人」を「1 人」に改める。
別記様式第 6 号及び別記様式第 61 号を次のように改める。

様式第61号 (第44条関係)

(表)

↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓	第 号
	身 分 証 明 書
	年 月 日交付 (有効期限 年 月 日まで)
	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
上記の者は、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第73条第1項に規定する県営住宅の検査を行う者であることを証明する。	
宮崎県知事	印
← 8.5センチメートル →	

(裏)

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例 (抜粋)

(立入検査)

第73条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは知事が指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式第5号、別記様式第5号の2及び別記様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する保証契約について適用し、同日前に締結した保証契約については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 140号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
理恵内科クリニック	延岡市塩浜4丁目1717番地5	令和元年12月30日

宮崎県告示第 141号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302762	有料老人ホームまつやまの杜	宮崎県延岡市松山町1075	株式会社悠隆	宮崎県延岡市中央通三丁目5番地1（延岡商工会館1階）	令和2年1月1日	特定施設入居者生活介護
4572001891	五感リハビリデイサービスひなた	宮崎県児湯郡高鍋町持田3171-1	株式会社さくらんぼ	宮崎県児湯郡高鍋町持田3171-1	令和2年1月1日	通所介護

宮崎県告示第 142号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302762	有料老人ホームまつやまの杜	宮崎県延岡市松山町1075	株式会社悠隆	宮崎県延岡市中央通三丁目5番地1（延岡商工会館1階）	令和2年1月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

宮崎県告示第 143号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 業 務 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 業 務 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 名 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4562090078	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン は び	宮 崎 県 児 湯 郡 新 富 町 三 納 代 2226-2	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ハ ッ ピ ー デ ィ ズ	宮 崎 県 児 湯 郡 新 富 町 富 田 西 二 丁 目 60 番 地	令 和 2 年 1 月 31 日	訪 問 看 護

宮崎県告示第 144号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 2 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 名 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4562090078	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン は び	宮 崎 県 児 湯 郡 新 富 町 三 納 代 2226-2	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ハ ッ ピ ー デ ィ ズ	宮 崎 県 児 湯 郡 新 富 町 富 田 西 二 丁 目 60 番 地	令 和 2 年 1 月 31 日	介 護 予 防 訪 問 看 護

宮崎県告示第 145号

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 4 条第 4 項第 3 号の規定に基づき、知事が同項第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 次の表の(ア)欄に掲げる学校において、同表(イ)欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては修了）した後、それぞれの区分に応じ、同表(ウ)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(ア)	(イ)	(ウ)
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第 749号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1 年
防衛省設置法（昭和 29 年法律第 1 64 号）による防衛大学校、	令和元年国土交通省告示第 749号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	0 年
	令和元年国土交通省告示第 750号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目	2 年
	令和元年国土交通省告示第 750号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目	2 年

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校		
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第 750号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3 年

(注) (イ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）又は専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）の規定の例によるものとし、同法による

短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の(ア)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(イ)欄に掲げる年数以上で、同表(ウ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(エ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
		令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

(注) (ウ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(ア)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(イ)欄に掲げる年数以上で、同表(ウ)欄に掲げる科目を修めて卒

業した後、それぞれの区分に応じ、同表(エ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

(注) (ウ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築設備士
- 5 建築士法の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18年改正法施行日」という。）前に二級建築士の受験資格（昭和48年宮崎県告示第496号。以下「旧告示」という。）第1号から第10号までに掲げる課程を修めて卒業又は第11号及び第12号に掲げる検定に合格し、建築に関する実務の経験をこれらの課程又は検定に応じてそれぞれ旧告示第1号から第12号までに定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は検定に応じてそれぞれ旧告示第1号から第12号までに定める年数以上有することとなるもの
- 6 平成18年改正法施行日前から引き続き旧告示第1号から第10号までに掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号から第10号までに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

宮崎県告示第146号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号の規定に基づき、知事が同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する

と認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。
 なお、二級建築士の受験資格（平成20年宮崎県告示 753号）は、
 廃止する。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 次の表の(ア)欄に掲げる学校において、同表(イ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(ウ)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(ア)	(イ)	(ウ)
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年

(注) (イ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の(ア)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(イ)欄に掲げる年数以上で、同表(ウ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(エ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年

校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校			
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

(注) (ウ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(ア)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(イ)欄に掲げる年数以上で、同表(ウ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(エ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

1 第1号又は第2号に規定する科目。
ただし、同告示第1第1号及び第2号
中「20単位」とあるのは、「10単位」
とする。

(注) (ウ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築設備士

5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行日前に昭和48年宮崎県告示第496号第1号から第10号までに掲げる課程を修めて卒業した者又は第11号及び第12号に掲げる検定に合格した者

6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年2月25日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 落札に係る物品等の名称及び数量
三次元画像解析システム 二式(設置に必要な工事を含む。)
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和2年1月31日
- 落札者の氏名及び住所
富士フィルムメディカル株式会社九州支社
福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目13番19号
- 落札金額
40,700,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
令和2年1月16日

教育委員会規則

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月25日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第2号

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則

県立西都原考古博物館管理規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(開館時間等) 第6条 西都原考古博物館の開館時間は、 <u>午前10時から午後6時</u> までとする。	(開館時間等) 第6条 西都原考古博物館の開館時間は、 <u>午前9時30分から午後5時30分</u> までとする。
2 [略]	2 [略]
3 展示室の入室時間は、 <u>午前10時から午後5時30分</u> までとする。	3 展示室の入室時間は、 <u>午前9時30分から午後5時</u> までとする。
4 [略]	4 [略]

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第13号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、宮崎県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和2年8月1日から施行する。

令和2年2月25日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

路線名	区間
1 国道10号	宮崎県の全域
2 国道218号	宮崎県の全域(ただし五ヶ瀬町を除く。)
3 国道220号	宮崎県の全域

4 国道221号	宮崎県の全域
5 国道222号	宮崎県の全域
6 国道268号	宮崎県の全域
7 国道269号	宮崎県の全域
8 主要地方道稲葉崎平原線	宮崎県の全域
9 主要地方道宮崎須木線	宮崎県の全域(ただし小林市を除く。)
10 主要地方道宮崎西環状線	宮崎県の全域
11 主要地方道宮崎停車場線	宮崎県の全域
12 主要地方道宮崎島之内線	宮崎県の全域
13 主要地方道都城霧島公園線	宮崎県の全域
14 主要地方道南俣宮崎線	宮崎県の全域
15 主要地方道日知屋財光寺線	宮崎県の全域
16 主要地方道日南高岡線	宮崎県の全域
17 県道細島港日向市停車場線	宮崎県の全域

18	県道財部庄内安久線	宮崎県の全域
19	県道中村木崎線	宮崎県の全域
20	県道都農停車場線	宮崎県の全域
21	県道土々呂日向線	宮崎県の全域
22	県道日南南郷線	宮崎県の全域